

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

消防本部 消防総務課

監査期間 令和 5年 4月 17日から
令和 5年 5月 2日まで

指摘事項	措置状況	検証結果
・契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものがあったほか、単価で行った契約金額の根拠が不明確なものがあった。	・契約締結伺いに、契約方法を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする旨を追記し、修正しました。 (措置年月日 令和5年5月19日)	
【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、契約規則第24条の3及び第25条】	また、今後、単価で行う契約締結伺いにおいては、契約金額の根拠を添付します。	
・備品登録されていない公印があった。	・「機能別消防団長印」を備品登録しました。 (措置年月日 令和5年5月25日)	
	また、今後、備品等を購入した際は、遅延なく備品登録を行います。	

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された4～6ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。